

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程（案）について

平成23年 6月21日
全 国 知 事 会

平成23年6月15日付けで内閣府地域主権戦略室から検討依頼のあった「移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程（案）」について、本会の意見を申し述べる。

今回示されている工程（案）は、従前より各府省が自己仕分けした事務・権限自体に何ら変化はなく、平成23年4月15日に提出した本会の意見について全く考慮されておらず、このままでは、出先機関原則廃止には到底つながらないものであって、極めて遺憾である。

政府の方針である国の出先機関原則廃止に向け、力強い一歩を踏み出すためにも、地方との協議に当たっては、下記のとおり実施することを重ねて強く求める。

なお、今回示されている事務・権限について、別紙のとおり各都道府県から意見が出されているので参考にされたい。

記

1 本会報告書「国の出先機関の原則廃止に向けて」の「重点分野」及び「最重点分野」に掲げた事務の速やかな移管を求める

国の出先機関の事務仕分けについては、平成22年7月23日に「国の出先機関の原則廃止に向けて」（以下「本会報告書」という。）を添えて本会の意見を提出したところである。

本会報告書では、速やかに地方移管すべき事務を「重点分野」及び「最重点分野」として特に区分し、都道府県労働局、地方整備局、地方農政局、経済産業局、地方厚生局、地方運輸局、地方環境事務所及びこれに準じる北海道開発局、沖縄総合事務局の事務を別表に列挙して地方移管を強く求めている。

これらの機関の事務のうち本会が「地方」に仕分けたものは、農地転用許可や中小企業・ベンチャー支援、地球温暖化対策など地方移管によって総合的な政策展開が可能となり、地域主権改革の実現に資するものであることから、速やかな地方移管を求める。

2 出先機関の原則廃止に結びつく事務・権限の移管に取り組むこと

各府省が自己仕分けで「A-a」とした事務は国の出先機関の事務の2割程度に過ぎず、地域主権戦略大綱が目指す「出先機関の原則廃止」には到底結びつかないものである。

また、各府省が提示した事務には並行権限など国に権限を残すことを条件としたものも多く（例：経済産業局関係では17事務中14事務）、これでは二重行政の解消に結びつかない。

政府・地域主権戦略会議は自ら主導性を発揮し、本会報告書の仕分けを基本として、出先機関原則廃止に結びつく事務・権限の移管に取り組むこと。

別紙

・今回提示されている事務・権限は、依然として府省の自己仕分けをそのまま踏襲したものである。

府省の「自己仕分け」結果は甚だ不十分であり、これを協議の出発点にできないことは地域主権戦略会議の場においても全議員の共通認識とされたところである。

それにもかかわらず、「自己仕分け結果の中から希望する事務を回答せよ」という今回の照会は、これまでの議論を全く無視したものであり、遺憾の極みである。

地方意見がまったく反映されていない事務を「移譲に向けて速やかに着手する事務」とすることはアクション・プランの理念に反するものであり、到底許容できない。

政府は地方の意見を踏まえ、丸ごと移管する具体的な機関名や一定のまとまりのある事務分野を明示するなど真摯な姿勢で地方との協議に臨むべきである。

・各府省の自己仕分けで「A-a」とした事務はあくまで参考であり、これに限定することなく、出先機関の原則廃止に向けた事務・権限の移譲であることを前提として、「移譲に向けた取り組みを実施する項目」について地方側と協議すること。

協議結果を地域主権戦略会議に諮り、「地域主権戦略会議としての仕分け」を実施し、「移譲に向けた取り組みを実施する項目」を整理すること。

・平成23年4月15日に、全国知事会は、政府・地域主権戦略会議は自ら主導性を発揮し、出先機関原則廃止に結びつく事務・権限の移管に取り組むことを求める意見を提出しているが、これに対する回答がない。まずは、4月15日の意見に対し回答すること。

・出先機関改革を進めるためには、権限と財源の一体的な移譲などの確実な制度設計が不可欠であり、そのためには人員や現に要している予算などの情報開示の徹底や財源担保等の法制化が必要である。

上記を踏まえ、「アクション・プラン」5（1）及び（2）について、早期に検討を開始すべきである。

・今回、個別事業ごとに示された工程案は、移譲時期を「法案成立後」とするなど全く具体性がなく、当事者として改革の目標を示す「工程」の名に値しないものと言わざるを得ない。

国の出先機関の原則廃止を掲げる政府として、事務・権限の移譲項目を大幅に積み上げた上で、少なくとも移譲年度を明記した工程案を示すべきである。

・各省からの工程案の中には、国の並行権限が散見されるが、これは国の出先機関の原則廃止を目的とした二重行政の解消にはならず、又、国の地方に対する関与のあり方としても不適切であるため、削除を求める。

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限について

平成23年 4月15日
全 国 知 事 会

平成23年3月17日付けで内閣府地域主権戦略室から検討依頼のあった「移譲に向けて速やかに着手する事務・権限」について、本会の意見を申し述べる。

各府省の「自己仕分け結果」は、第7回地域主権戦略会議において菅議長自ら「内容が極めて不十分である」とされたとおり、その後の若干の追加を踏まえても尚出先機関原則廃止には到底つながらないものである。

これを協議の出発点として提示されたことは極めて遺憾であり、地方との協議に当たっては、本会がかねてから主張しているとおり、下記のとおり実施することを強く求める。

記

1 本会報告書「国の出先機関の原則廃止に向けて」の「重点分野」及び「最重点分野」に掲げた事務の速やかな移管を求める

国の出先機関の事務仕分けについては、平成22年7月23日に「国の出先機関の原則廃止に向けて」（以下「本会報告書」という。）を添えて本会の意見を提出したところである。

本会報告書では、速やかに地方移管すべき事務を「重点分野」及び「最重点分野」として特に区分し、都道府県労働局、地方整備局、地方農政局、経済産業局、地方厚生局、地方運輸局、地方環境事務所及びこれに準じる北海道開発局、沖縄総合事務局の事務を別表に列挙して地方移管を強く求めている。

これらの機関の事務のうち本会が「地方」に仕分けたものは、農地転用許可や中小企業・ベンチャー支援、地球温暖化対策など地方移管によって総合的な政策展開が可能となり、地域主権改革の実現に資するものであることから、速やかな地方移管を求める。

2 出先機関の原則廃止に結びつく事務・権限の移管に取り組むこと

各府省が自己仕分けで「A-a」とした事務は国の出先機関の事務の2割程度に過ぎず、地域主権戦略大綱が目指す「出先機関の原則廃止」には到底結びつかないものである。

また、各府省が提示した事務には並行権限など国に権限を残すことを条件としたものも多く（例：経済産業局関係では17事務中14事務）、これでは二重行政の解消に結びつかない。

政府・地域主権戦略会議は自ら主導性を発揮し、本会報告書の仕分けを基本として、出先機関原則廃止に結びつく事務・権限の移管に取り組むこと。

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限について（指定都市市長会意見）

1 地域主権・地方分権改革に対する指定都市市長会の考え方

- 住民がより良い行政サービスを受けるためには、住民の声を身近に聞くことができる基礎自治体が包括的に行政サービスを担うことが必要である。
- 基礎自治体であり、かつ、道府県に比肩する行政能力を有し、広域的課題にも対応しつつ、圏域の成長エンジンの役割を担ってきた指定都市は、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、真に国が担わなければならない事務・権限を除き、全ての事務・権限を指定都市に移譲することを求めている。
- 具体的には、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、大都市の市域においては、広域自治体・基礎自治体という従来の二層制の自治構造を廃し、大都市が、道府県の事務・権限も含め、地方の事務・権限とされているもの全てを一元的に担う大都市制度「特別自治市」を創設することを求めている。

2 国の出先機関改革に対する指定都市市長会の考え方

- 出先機関改革に関しては、地方分権改革推進委員会第2次勧告において基本的考え方が示され、地域主権戦略大綱においては原則廃止が明記されたところである。
- 従って、真に国が担わなければならないものを除き、出先機関の事務・権限のうち指定都市区域内のものは指定都市に一元的に直接移譲すべきである。
- しかしながら、現在の状況は極めて不十分であり、出先機関の原則廃止を現実のものとするため、これまで指定都市が要請してきたように、財源と人員の取り扱いを含む具体的な工程を明らかにすべきである。

3 今回の「移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程（案）について」に対して

- 指定都市市長会として、現在の出先機関改革の進捗は原則廃止とは程遠く看過できないとの認識であるため、出先機関原則廃止に向けた具体的工程が明らかになるまでは事務・権限ごとの移譲に向けた具体的協議に入ることは出来ない。